

別表第二 5 串橋地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画串橋地区地区計画

平成7年4月1日都市計画決定 市告示第18号

位置面積 串橋特定土地区画整理事業施行区域 約8.1ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
A地区				150平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	1.0メートル		
B地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、政令第130条の3で定めるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの							
C地区	次の各号に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 畜舎 (3) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの							
<p>この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。</p> <p>(1) 自動車車庫で軒高2.3メートル以下のもの</p> <p>(2) 軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が10平方メートル以下の物置その他これらに類する用途に供するもの</p>								

